

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）及び職場適応訓練（以下「公共職業訓練等」と総称する。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者（以下「支給対象者」という。）が次に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が第2号から第4号までに掲げる給付（支給対象者で第1項第1号から第11号までのいずれかに該当するもの以外のものにあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつてその受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）及び職場適応訓練（以下「公共職業訓練等」と総称する。）を受けている求職者であつて次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者のうち、当該児童が同項第2号に該当することとなった日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者（以下「支給対象者」という。）が次に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が第2号から第4号までに掲げる給付（支給対象者で第1項第1号から第12号までのいずれかに該当するもの以外のものにあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつてその受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。